

被災者支援に関連する令和 6 年度予算概算要求 及び令和 5 年度補正予算案の内容

1 . 内閣府（防災担当）

被災者支援に関する総合的対策の推進経費 (避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組についての検討)

6年度概算要求額 **9百万円** (9百万円)

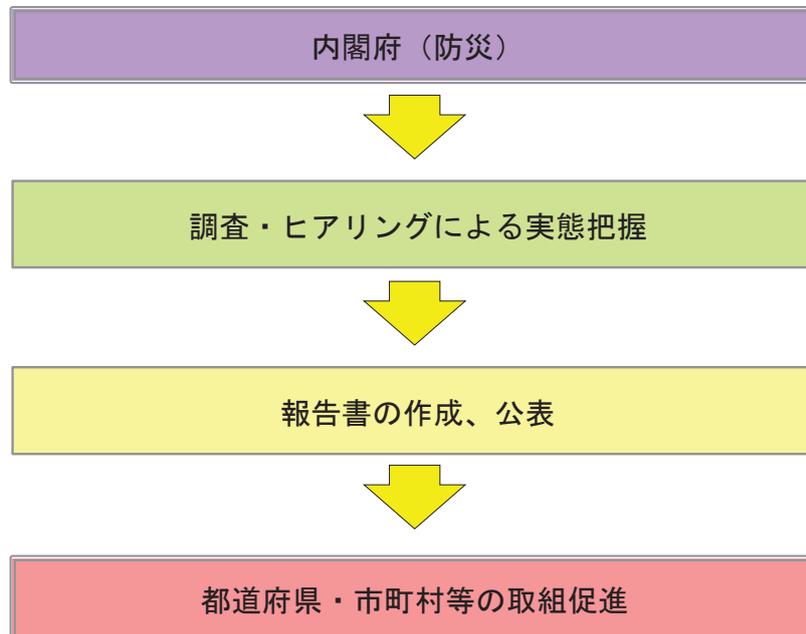
事業概要・目的

近年、災害が頻発化・激甚化する中、避難所における良好な生活環境を確保するため、避難所の質の向上を目指すことは極めて重要である。

そのため、令和4年4月の「避難所における生活環境の確保に向けた取組指針」等の改正を踏まえ、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組を推進するため、自治体におけるマニュアル等に基づく取組や課題について調査・検討を行う。

特に、福祉避難所の確保といった要配慮者への対応、女性や子どもの視点を踏まえた避難所運営の課題や取組等に関する調査研究を行う。

事業イメージ・具体例



期待される効果

都道府県・市町村職員等への周知等を行うことにより、避難所の開設等の準備だけでなく、被災者の生活環境の整備を促進することにも繋がるものである。

個別避難計画・災害ケースマネジメントの取組の推進

令和6年度概算要求額 46百万円（38百万円）

＜うち重要政策推進枠13百万円＞

事業概要・目的

- 災害の激甚化・頻発化、高齢化の進行、在宅避難といった避難の多様化、被災者ニーズの多様化といった社会情勢等が変化中、要配慮者や被災者の支援を進めるためには、個別避難計画や災害ケースマネジメントといった取組が重要である。
- 個別避難計画については、令和3年に災害対策基本法が改正され、その作成が市町村の努力義務とされたが、令和5年1月現在において、未作成の団体が約1/4あり、また、医療的ケア児の計画づくり等の課題が山積している。
- 取組が十分に進んでいない市町村を後押しし、計画作成を加速化するためには、都道府県の役割が極めて重要であることから、市町村に対する総合的な支援を実施できる体制作りを行う。
- また、被災者の自立・生活再建を早期に実現するためには、災害ケースマネジメントを一層推進することが必要であり、これまで、事例集や手引書を作成してきたところである。災害ケースマネジメントの更なる普及・定着を図るため、自治体職員や福祉関係者、NPO関係者等に研修等を行う。
- これらの、要配慮者・被災者等一人一人に寄り添った支援を進めるためには、行政のみならず、民間団体の協力や連携が重要となる。これまで地域レベルでの連携や顔の見える関係づくりへの支援を実施してきたところ、更なる充実を図るためには、官民での全国的な気運の醸成や地域を超えた連携網の構築が必要であることから、官民連携のためのプラットフォームを構築する。

事業イメージ・具体例

《要支援者の避難に係る個別避難計画の作成の推進》

- 地域の実情に応じた様々な取組事例を収集するための加速化支援事業を実施し、都道府県による市町村に対する支援力の引き上げを図るとともに、その成果を全国会議等を通じて共有する。
- 先導的に取り組む自治体職員をサポーターとして派遣し、具体的な課題に対し、同じ立場の視点で助言等することにより早期の課題解決を実現する。

《災害ケースマネジメントの普及・定着》

- 災害ケースマネジメントについて、行政職員や福祉関係者、士業関係者、NPO等の民間の支援者等、幅広い関係者を対象とした研修会を開催する。
- 先進的に取り組む自治体間で意見交換等する場を設け、得られた知見を全国の自治体に共有する等により、一層の普及・定着を図る。

《一人一人に寄り添った支援を行うためのプラットフォームの構築等》

※5年度補正予算で一部前倒して実施(P.3参照)

- 個別避難計画や災害ケースマネジメントに連携して取り組む民間団体同士の連携、関係省庁、都道府県、市町村との一元的な情報共有等を行うための官民連携のプラットフォームを構築するほか、災害ケースマネジメント等の一人一人に寄り添った支援を実施するための体制構築や訓練等に先進的に取り組む自治体を支援し横展開することで、全国での取組の促進を図る。

期待される効果

- 都道府県による市町村へのきめ細かな支援の実施により、個別避難計画の作成に着手する時期の前倒しや、より実効的な取組が可能となる。
- 災害ケースマネジメントの取組が全国の自治体で実施されることで、被災者一人一人にきめ細かな支援ができるようになる。
- 全国的な官民の連携体制を構築することで、より質の高い要配慮者・被災者支援につながる。

災害時における一人一人に寄り添った支援に必要な 連携体制強化事業

令和5年度補正予算額 8百万円

事業概要・目的

- 要配慮者一人一人に寄り添った支援に必要な個別避難計画の作成や災害ケースマネジメントの推進には、行政のみならず、福祉関係者を始めとする地域レベルの関係団体の協力や連携が重要となる。
- 個別避難計画については、法制化から約2年半が経過したが、未だ約15%の市町村が未着手であり、この状況の改善が喫緊の課題である。
- 本事業では、災害ケースマネジメントなど一人一人に寄り添った支援の推進及び個別避難計画の未着手団体の解消を図るため、主に庁外の自治会、自主防災組織、ケアマネジャー、相談支援専門員、保健師などの支援者との関係づくりの強化を図ることを目的として、全国レベルの連携体制を構築し、関係者間における連携の気運を醸成し、市町村の現場における関係づくりの円滑化を図るとともに、個別避難計画については、市町村の現場に有識者等が出向き、市町村職員等と一緒に、実際に計画を作成することなどを通じて、着手できていない市町村の解消を目指す。

事業イメージ・具体例

<全国連携体制の強化>

○全国レベルの連携体制の強化と都道府県・市町村レベルでの連携への波及

- ・全国レベルの関係団体や関係省庁からなる全国協議会を開催し、個別避難計画の作成や災害ケースマネジメントなどに関連する取組事例やノウハウの共有などを行うとともに、防災、福祉、保健などの連携が必要な各分野の関係者間における一元的な情報共有、会議開催、各地域への働きかけ等につなげる。

<未着手団体の解消に向けた伴走支援>

○計画作成経験の蓄積を通じた取組着手の後押し

- ・個別避難計画の作成に未着手の市町村を対象として、個別避難計画の制度設計等に関する議論に参画した有識者などが、都道府県職員と共に市町村の取組の現場に出向き、市町村の職員や、防災、福祉、保健などの地域の関係者と一緒に、実際に個別避難計画を作成するなど、具体的な経験の蓄積を通じて、取組に着手することを支援する。

期待される効果

- ①個別避難計画の作成や災害ケースマネジメントの実施の加速化につながる。
- ②全国的な連携体制を構築し、各地域に働きかけを行うとともに、先進事例を開拓し、事例共有を図ることで、より質の高い支援につながる。
- ③個別避難計画について、作成状況の改善につながる。

災害救助法に基づく救助費用の求償手続きの効率化に関する業務 令和5年度補正予算額 75百万円

事業概要・目的

- 災害救助法の救助の実施に当たり、
 - ・ 被災自治体への応援職員の派遣、
 - ・ 被災自治体への支援物資の輸送、
 - ・ 応援に要した費用の被災自治体への求償手続き等について、発災後の被災自治体と応援自治体が相互で応援職員や支援物資の投入状況等を即座に把握可能となる、アプリケーション等を設計・構築し、救助費用の求償手続きの簡素化・効率化を図る。

事業イメージ・具体例

以下の3つの要件について定義する

応援職員

受援自治体における活動に関する定義（救助法による救助活動を対象）

技術要件の検証
機能仕様書
ワイヤフレーム作成

支援物資

応援自治体から受援自治体への物資の提供に関する定義

保守運用方針の策定

要件定義書の作成

求償手続き

応援自治体から受援自治体への求償手続きに関する定義

要求定義書の作成

具体計画の作成及び実務者協議会の開催

令和5年度補正案件

- ・ 救助費用の求償手続きの効率化に係るアプリケーション等の作成の設計・構築

期待される効果

- 応援自治体と被災自治体の双方の事務負担の軽減が図られる。

被災者支援・復興対策の推進①

(災害の被害認定基準等の適正な運用の確保経費)

6年度概算要求額 1300万円(1300万円)

事業概要・目的

- 罹災証明書は、各種支援策の判断材料として活用されるため、その前提となる住家の被害認定調査から罹災証明書の交付までの一連の業務は、発災後速やかに実施する必要がある。
- これらについて、内閣府防災では、被害認定調査における簡易手法の導入、罹災証明書の電子申請・コンビニ交付機能を備えた「クラウド型被災者支援システム」の開発など、効率化・迅速化に取り組んできた。
- 一方で、被災経験が乏しい自治体では、住民に対する広報や調査体制の構築等の初動対応が円滑に進まず、罹災証明書の交付に時間を要している実態も散見される。
- 罹災証明書の迅速な発行については、各メディアで報道されるなど国民の関心が高まっているため、一層の効率化・迅速化に資する検討を行う。

事業イメージ・具体例

- 災害時に実際に行われた被害認定調査及び罹災証明書交付事務の実施方法、体制等について調査し、効率化・迅速化に資する取組事例を収集する。
【調査内容】
 - ・発災時の都道府県及び市町村の対応状況について、タイムラインを整理するなど調査。特に調査体制の構築など初動対応がその後のスケジュールに大きく影響するため、重点的に調査
 - ・発災時にデジタル技術を活用した市町村について、被害認定調査や罹災証明書の交付にあたって、効率化・迅速化が図られた内容を調査
- 収集した事例を分析し、参考となる事例及び得られた知見について、「被害認定調査における初動対応のガイドライン（仮称）」の作成及び自治体向けの手引きへの反映を行い、説明会等により自治体へ周知する。

期待される効果

- 各種災害発生時に市町村が適正かつ迅速に被害認定調査及び罹災証明書の交付を実施できるようにすることで、各種支援を円滑に進めることができる。

官民連携による被災者支援体制整備事業

6年度概算要求額 102百万円(86百万円)

<うち重要政策推進枠35百万円>

事業概要・目的

- 災害の頻発化・激甚化、超高齢社会の中で、災害時に行政のマンパワーとスキルだけで十分な被災者支援を担うことは難しいことから、専門性を持つNPOやボランティア、企業等の多様な主体が、被災者支援の担い手として、その能力を有効に発揮できる体制を整備する必要がある。
- この際、NPO等の多様な主体が、被災地のニーズに応じて被災者支援活動を円滑に行うためには、支援のモレ・ムラが起きないように、行政を含む被災者支援の担い手間の連携・情報共有・役割分担等の調整が重要であり、都道府県域でこうしたコーディネーションを行う災害中間支援組織等の体制整備・強化が急務である。
- 上記を踏まえ、避難生活支援を担う行政以外の主体(ボランティア等)の育成のための研修等の仕組みを構築するとともに、都道府県単位で取り組む災害中間支援機能の整備・強化等に対する支援を行う。

事業イメージ・具体例

- (1) 防災・減災、国土強靱化新時代の実現に向けた「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の構築
 - 地域の意欲ある人材に、避難生活支援の知見・ノウハウを習得してもらうための研修プログラムの構築を行うとともに、当該人材が地域で活躍してもらえるような官民連携の方策等について検討する。
- (2) 都道府県単位での官民連携体制の整備 ※5年度補正予算で一部前倒して実施(P.7参照)
 - 「災害中間支援組織」の設置・機能強化に取り組む都道府県を対象に、同組織の設置等を支援するためのモデル事業(15県程度)を実施し、全国各地の災害中間支援機能の整備・強化等を加速させる。
※同組織が組成・活動しているのは、19都道府県にとどまる(R5.7時点)。

期待される効果

- 避難生活支援分野におけるスキルを持ったボランティアを育成するための研修プログラムの構築等により、避難生活環境の改善を図り、避難生活を要因とする災害関連死を減らすことができる。
- 災害時にNPO等のコーディネーションを行う中間支援組織等が、平時から自治体と顔の見える関係を構築することにより、災害時の円滑な活動調整が可能となり、被災者支援のモレ・ムラが生じにくくなる。

災害中間支援組織の設置・機能強化

令和5年度補正予算額 35百万円

事業概要・目的

- 気象災害が激甚化・頻発化しており、また、首都直下地震や南海トラフ地震等の切迫性も高まっている。大規模災害が発生した際、行政のマンパワー・スキルだけで十分な被災者支援を担うことは困難であり、また、超高齢社会の中で被災者支援を量・質ともに充実させることが求められている。
- 専門性を持つNPOやボランティア、企業など、多様な被災者支援の担い手が、被災地のニーズに応じて、モレ・ムラなく支援活動を行うためには、行政を含む支援の担い手間の連携・役割分担等の調整が重要。
- このため、都道府県域でこうしたコーディネーションを行う「災害中間支援組織」等の体制整備・強化を図る。



行政や災害中間支援組織等が参加した官民連絡会



災害中間支援組織による研修会

事業イメージ・具体例

- モデル事業として都道府県による災害中間支援組織の設置・機能強化を支援する。
- モデル事業により得られたノウハウや好事例等については、内閣府において精査・分析を加えた上で、ガイドライン等の形で全国横展開を行い、全国各地の災害中間支援機能の整備・強化を加速させる。

期待される効果

- 全国の都道府県において「災害中間支援組織」の設置・機能強化が図られることにより、平時からの官民連携が強化され、発災時には円滑・効果的できめ細やかな被災者支援につながる。
※災害中間支援組織が組成・活動しているのは、19都道府県にとどまる。(令和5年7月現在)

2 . 厚生労働省

令和6年度概算要求額 7 百万円（4 百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 厚生労働省が養成する医療チーム（DMAT、DPAT先遣隊）が、都道府県との協定に基づき被災地において活動した場合の費用は、
 - ・ 災害救助法が適用された地域で活動した場合は、同法により費用支弁
 - ・ 同法が適用されない航空機・列車事故などの事故災害は、本事業（DMAT・DPAT活動支援事業）により費用支弁を行っている。
- 令和4年12月に成立した改正医療法（令和6年4月施行）により、厚生労働省が養成する医療チームは、「災害・感染症医療業務従事者」として位置付けられることとなり、現在、DMAT及びDPAT先遣隊が医療法の適用を受けることとなる。
- 令和6年度からは、DMAT、DPAT先遣隊に加え、災害支援ナースについても厚生労働省において養成することとしているため、本事業の補助対象経費に追加する。

9

2 事業の概要・スキーム

- **拡充内容**
令和6年度から厚生労働省が養成することとしている「災害支援ナース」を補助対象に追加する。
※併せて、補助事業の名称を「DMAT・DPAT等活動支援事業」に変更する。
- **対象経費等**
【対象経費】・航空機や列車の事故など、災害救助法が適用されない事故現場で医療活動を行った、「災害・感染症医療業務従事者」に係る経費
・ 災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部活動を行った「災害・感染症医療業務従事者」に係る経費
【補助率】 1 / 2（国 1 / 2、都道府県 1 / 2）

3 実施主体

- 都道府県と「災害・感染症医療業務従事者」の派遣協定を締結した医療機関。



被災高齢者等把握事業

事業内容

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

※ 被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対し、支援の届かない被災者をつくらないことを目的として、災害の発生より概ね3か月以内の間で集中的に行う事業。（それ以降は既存の一般施策活用することを想定。）

○実施主体：災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市町村
※民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）へ委託可

○補助率：①特定非常災害の指定がある場合 10 / 10
②上記以外の場合 1 / 2

被災者見守り・相談支援等事業

社会・援護局地域福祉課（内線2219）

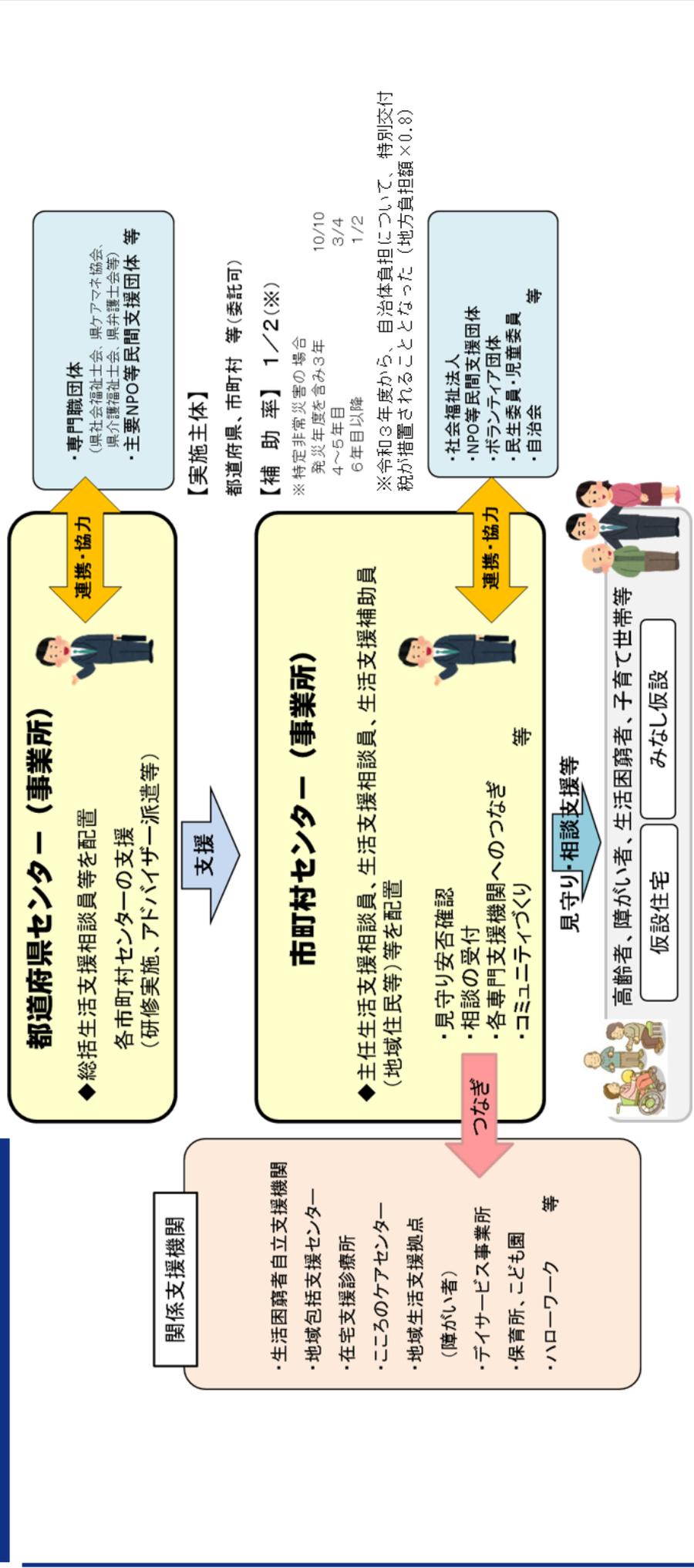
令和6年度概算要求額 10億円（10億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

（令和4年度時点で事業を実施している災害：熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨）

2 事業の概要・スキーム



災害福祉支援ネットワーク構築推進事業

令和6年度概算要求額 2.3億円 (1.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時において、要配慮者に対して機動的な福祉支援が実施できるよう、各都道府県では、平時から関係機関が連携して必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「災害派遣福祉チーム (DWAT)」の配置を進めている。
- 令和5年度末には、全ての都道府県においてDWATの配置等が行われる見込みであるが、これまで実際にDWATが稼働した都道府県は限られており、災害時にDWATの派遣調整を行うコーディネーター-役の育成や配置、関係者に対する研修や訓練を通じた対応力の向上が必要となっている。
- また、近年、災害時での被災者支援においては、都道府県に「保健医療福祉本部」(※)を設置することが「防災基本計画」へ盛り込まれるなど、保健・医療・福祉の連携強化が求められており、保健医療分野との一体的な支援体制の構築など、連携体制の充実・強化を図る必要がある。
- ※ 防災基本計画においては、令和3年度にDWATの整備が追加、令和5年度に「保健医療福祉調整本部」と改正。
- このため令和6年度は、保健医療との連携体制の充実・強化と、災害時において迅速に支援を実施する対応力の向上を図るため、全都道府県において「連携体制充実事業」、「災害時対応力向上事業」を実施することで、災害福祉支援ネットワークやDWAT等に係る災害時対応能力の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



災害時の福祉支援体制の強化

【令和6年度改正案】

- ・ ネットワーク等の立ち上げ等を行う「体制強化事業」を廃止する等など、事業内容を見直し
- ・ 全都道府県で「災害対応力事業」、「連携体制充実事業」を実施するための予算を計上

実施自治体数	令和5	令和4	令和3
連携体制充実事業	37	30	28
災害対応力向上事業	25	20	14

令和6年度概算要求額 28百万円 (16百万円) ※○内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時の支援体制について、各都道府県においては「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、「災害派遣福祉チーム (DWA T)」の配置を進めているが、広域的な災害にも対応できるように都道府県域を超えた連携体制の強化が必要となっている。
- そのため、令和4年度に、平時には広域的な派遣体制の構築やDWA Tチーム員を養成する全国研修、災害時には、都道府県間のDWA Tの派遣調整等を一体的に行う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置したところ。
- 近年、被災者支援においては、保健・医療・福祉の連携強化が強く求められており、各都道府県において、医療・保健と福祉をつなぐ中心的な役割を担うキーマン的な人材育成や配置等が急務となっている。
- また、大規模な被害をもたらす災害も頻発していることから、これまでDWA Tの派遣応援や受援実績の無い都道府県においても、広域的な連携を図られる、より実践的な訓練等を行う必要がある。
- こうしたことから、本事業の中で、**新たに、保健医療福祉連携の中核的人材の育成のための研修、広域的な連携に係る実践的訓練を**実施することにより、災害福祉支援ネットワークの強化を図る。

13

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

<令和6年度拡充内容>

- **各都道府県のネットワークにおける中核的人材の育成、機能強化に係る支援**
 - ⇒ 災害時における「保健医療福祉調整本部事務局」と「災害福祉支援ネットワーク事務局」との連携に係る中核的な担い手を対象とした研修実施
 - ⇒ オンライン方式等により地方公共団体同士の意見交換会を開催し、災害福祉支援ネットワークやDWA Tに関する知見・認識の共有化を図る
- **各都道府県における広域的な連携体制の構築に係る支援**
 - ⇒ 広域的な応援・受援等の連携体制の強化等を図るためのブロック単位でのロールプレイング方式による実践を想定した図上訓練を実施
 - ⇒ 各都道府県で構築した災害福祉支援ネットワーク同士や、ネットワークとNPO等の支援団体などをつなぐプラットフォーム (基盤) の構築を検討

実施主体：国 (民間事業者へ委託)
補助率：定額

<平時の対応>

- ・ DWA T派遣の手順等の構築、整理
- ・ 災害対応に関する研修の実施 等

都道府県

<災害時の対応>

- ・ DWA Tの活動状況の把握及び都道府県間の調整

民間団体

国

委託

公募により選定

災害時の医療・保健・福祉に関する横断的な支援体制の構築に係る経費

令和6年度概算要求額 49百万円 (うちデジタル庁計上：45.6百万円、厚生労働省計上：3.6百万円) (新規)

1 事業の目的

- ・災害時の医療・保健・福祉等に関する情報を統合し、災害に関する情報を必要な関係者に迅速に提供することにより、災害対応関係者（国、自治体等）の災害対応等に関する意思決定を支援。
- ・内閣府では、次期総合防災情報システム（SIP4Dの後継）を、D24Hとの自動連携を前提として構築し、令和6年度から運用を行うこととしている。

2 事業の概要

- ・災害時保健医療福祉活動支援システム（通称：D24H）のシステム運用（管理・保守・ヘルプデスク等対応）
⇒実災害対応、自治体・各種災害支援チーム（DMAT、DPAT、DHEAT、DWAT等）での訓練の実施
- ・D24Hのシステム内容に係る自治体向け説明

実施主体：国

3 事業スキーム・実施主体等

D24H（災害時保健医療福祉活動支援システム）

- SIP4D（他省庁・民間企業等の災害情報）と厚労省関係情報（医療機関、福祉施設、保健所、避難所情報）などの被災地の医療・保健・福祉に関する情報を各システムから集約し、統合解析、マッピング化
- 上記のほか、タスク管理、チャット機能により、災害対応関係者間のコミュニケーションツールとしても活用

厚労省関係情報

災害対応関係者が各システムに情報を入力
医療施設・DMAT活動（EMIS）、保健所、社会福祉施設（障害者、高齢者等）等

SIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク） （内閣府）

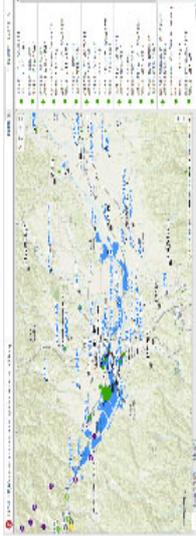
各府省庁（気象庁、国交省等）・ライフライン事業者（電気・ガス）等の情報を集約・提供
※R6年度からは、次期総合防災情報システムが稼働（D24Hにより連携）

集約
分析
加工

情報
連携

D24Hの機能 （集約・加工・分析）

保健医療福祉活動支援地図（D24H NOW）



- ・リアルタイムで集約情報を地図化
- ・現地の保健医療福祉活動を視覚化

迅速な
情報
提供

災害対応関係者 （D24Hの活用主体）

災害対応関係者の意思決定を支援
⇒実災害対応の他、訓練でも活用

厚生労働省、都道府県・市町村
保健医療福祉調整本部
災害派遣保健医療福祉チーム
（DMAT、DHEAT、DWAT等）

（算出されるデータの例）

- ・浸水地域の医療機関・社会福祉施設数
- ・保健所管轄毎の避難者数
- ・避難所の保健医療福祉情報（有症状者、ハイリスク者等）、避難所環境等
- ・医療、保健、福祉の需要供給状況
- ・ライフラインと施設状況 等

保健医療福祉調査情報集約（D24H SURVEY）



- ・現場での調査情報をリアルタイムに表示
- ・被災地のニーズや課題を迅速に把握